

地元自治体の取り組み

■地域防災計画における警戒避難体制

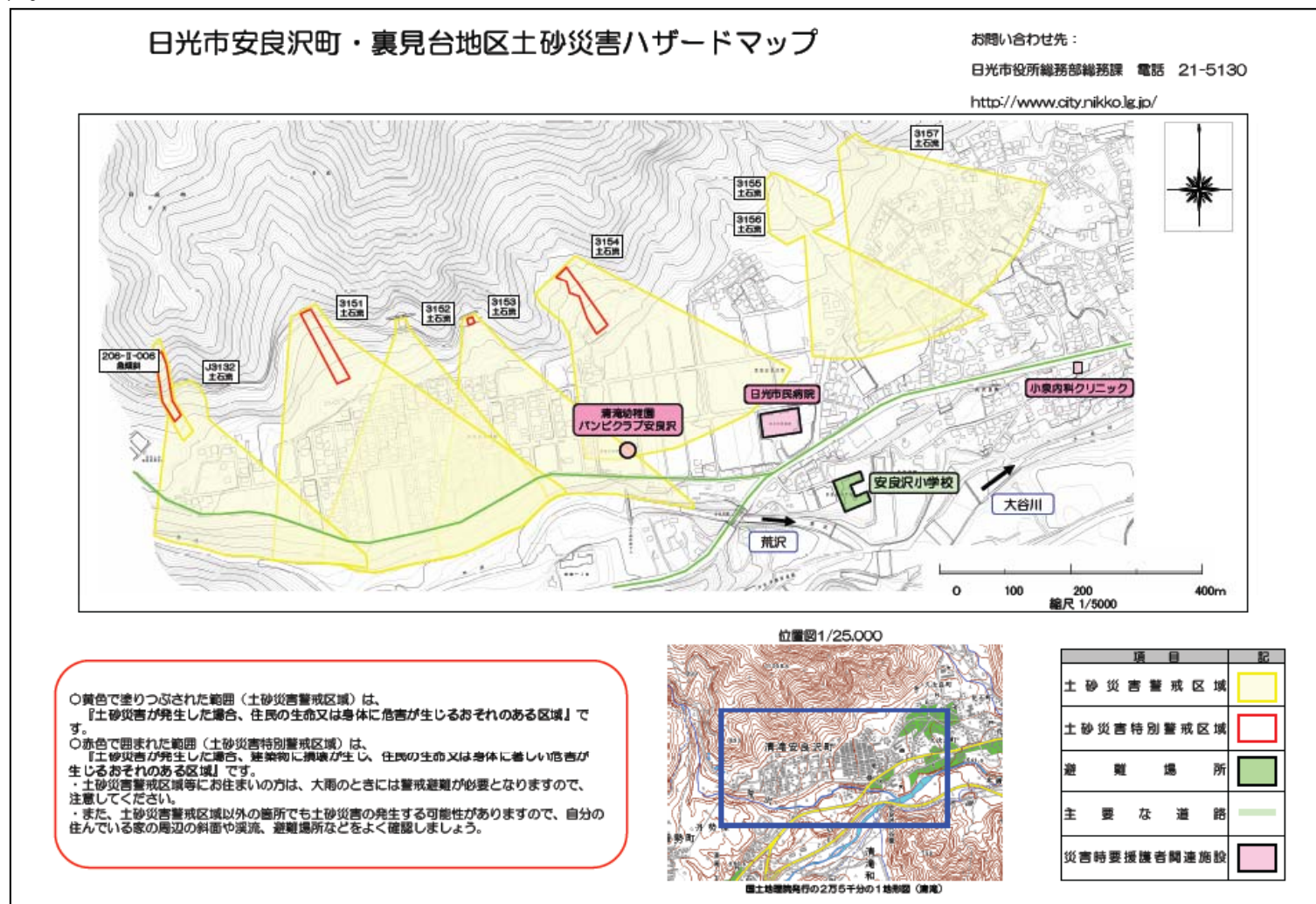
日光市では、土砂災害危険箇所の位置、避難所等を地域防災計画に記載して公表しています。

国や県と連携してハザードマップを作成し、区域内の住民、施設、自治会長への配布とともに、ホームページ掲載により広く市民に周知されているほか、消防や警察への情報提供により連携が図られています。

なお、避難所については、土砂災害警戒区域外となるよう平成21年度に見直しが行われています。

また、土砂災害警戒区域内の災害時要援護者関連施設等についても、ハザードマップの配付による避難所、避難経路等の周知とともに、連絡体制が整えられています。

日光市ホームページ
に掲載されている
土砂災害ハザードマップ
の例(1ページ目)



日光市ホームページに掲載されている土砂災害ハザードマップの例(2ページ目)

土砂災害に備えて

日光市安良沢・裏見台地区

① 土砂災害警戒区域や避難経路・避難場所等を確認しておきましょう！
土砂災害ハザードマップを確認してください。

② 雨が強くなってきたら、積極的に雨量情報・予報・警報等の情報を入手しましょう！
◎まずはテレビ・ラジオ等で気象情報を確認しましょう。
◎雨が強くなってきたら、電話やインターネットでも確認しましょう。

とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報

パソコンからは <http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>
携帯電話等からは <http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m>



日光市土砂災害電話応答システム

日光地域 0288-21-0359, 0428, 0464
雨量や河川の水位、気象に関する注意報・警報がわかります

③ 前兆現象を見かけたら、直ちに民生委員・市役所に連絡しましょう！

土砂災害の種類	前兆現象
がけ崩れ	がけに 割れ目が見える がけから 水がわきでている がけから 小石がばらばらと落ちてくる
土石流	急に 川の流れが濁り流木が流れている 山鳴りがする 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる
地すべり	沢や 井戸の水が濁る 地面に ひび割れができる 斜面から 水が湧き出す

日光市役所総務部総務課 電話 0288-21-5130

④ 避難勧告などの連絡があったら、直ちに避難しましょう！

⑤ 避難の際はこんなことに気をつけましょう！
◎溪流から直角方向に避難し、できるだけ溪流から離れましょう。

大雨の時など避難の際に必要となりますので、
家族全員がわかる場所に貼っておきましょう。

お問い合わせ先：
日光市役所総務部総務課 電話 21-5130
<http://www.city.nikko.lg.jp/>



⑥ 避難準備情報が出たら・・・
家族等との連絡、非常用持出品の用意等、また避難に時間を要する方は、避難を開始して下さい。
⑦ 避難勧告が出たら・・・
土砂災害ハザードマップで避難場所に指定されている『安良沢小学校』への避難行動を開始して下さい。
⑧ 避難指示が出たら・・・
避難していない場合は避難行動に移るとともに、避難場所への避難が困難な場合には、周囲の建物より比較的高い建物（鉄筋コンクリート等の堅固な建物）の2層以上（斜面と反対側の部屋）に避難するなど、生命を守る最低限の行動をして下さい。

雨の強さと災害の発生状況

1時間雨量	人が受けるイメージ	災害発生状況 ※
10～20mm	ザーザーと降る	長く続くときは注意が必要。
20～30mm	どしゃ降り	河川や下流、小さな川が氾濫することがある。
30～50mm	バケツをひっくり返したように降る	山崩れ・がけ崩れがおきやすくなる。都市では下水道から雨水があふれることがある。
50～80mm	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）	都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある。土砂崩れが起きやすい。多くの災害が発生する。
80mm以上	息を切らさずにはいられないような状況がある・恐怖を感じる	雨による大規模な災害の発生する恐れが強く、甚大な被害が予想される。

※災害発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

栃木県北部における大雨注意報・警報発表基準

大雨注意報	1時間雨量	40mm以上
	3時間雨量	60mm以上
	土壌雨量指数	82以上
大雨警報	1時間雨量	90mm以上
	土壌雨量指数	138以上

NTT 災害用伝言ダイヤル（自宅以外の電話や携帯電話からも使えます）

① 伝言を録音する場合 171-1-0288 + ××-××××（自宅の電話番号6桁）

② 伝言を再生する場合 171-1-0288 + ××-××××（自宅の電話番号6桁）

NTT web171（災害用ブロードバンド伝言板）

パソコンから <https://www.web171.jp/>（利用方法はホームページをご覧ください）

地元自治体の取り組み

■日光市における土砂災害防止対策(土地利用規制等の状況)

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定が行われるとともに、区域内の被害防止対策として、次のような措置が講じられています。

〈土砂災害特別警戒区域〉

- ①住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可制度の導入
- ②建築基準法に基づく建築物の構造規制
- ③土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④勧告による移転者への融資、資金の確保等
- ⑤宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書面への明記

〈土砂災害警戒区域〉

- ①土砂災害に係る警戒避難体制の整備
- ②災害時要援護者関連施設への土砂災害に係る情報、予警報の伝達徹底
- ③警戒避難に関する事項(ハザードマップ、避難所・避難経路等)の住民への周知
- ④宅地建物取引業法に基づく重要事項説明書面への明記

■砂防事務所から地方自治体への支援

日光市では、土砂災害を想定した防災訓練(日光市、栃木県、自衛隊、建設業者等と連携)、防災教育(地域住民等を対象)等を行い、日光市における災害時の対応力向上、防災意識の高揚等、警戒避難体制の強化が図られています。これらの支援として、日光砂防事務所職員の訓練等への派遣や雨量情報・土石流監視カメラ映像等の情報提供を行っています。

日光市防災訓練の様子



日光市防災訓練における日光砂防事務所職員による防災教育



砂防堰堤を活用したイベント(ハイキング)実施時に事務所職員による防災教育を実施



砂防情報を共有するため日光市役所に設置した情報端末



雨量・土石流監視カメラ・地震等の情報

地元自治体の取り組み

■都市計画における土砂災害防止対策

日光市では、都市計画マスタープランに土砂災害危険箇所における対策施設の整備を位置づけています。

日光地域まちづくり構想図(「日光市都市計画マスタープラン」(2009年3月)より)

